

【平成24年5月29日～平成28年3月31日までに取得した】

太陽光発電設備に係る 固定資産税(償却資産)について

家屋の屋根や遊休地等に太陽光発電設備を設置した場合は、固定資産税(家屋もしくは償却資産)の課税対象となります。

家屋の屋根材として設置された建材型ソーラーパネルについては、家屋の課税対象となりますが、太陽光パネルを架台に乗せて屋根に設置した場合や地上等に設置した場合は、償却資産の課税対象となります。

設置状況をご確認いただき、償却資産の課税対象となる場合は、毎年1月末までに償却資産の所有状況を申告していただく必要があります。

また、申告をしていただくこととなった場合、設備によっては、下記のとおり課税標準額を一定期間減らすことができる特例が適用される場合がありますので、下記を確認のうえ、申告してください。



■ 課税対象について

区 分	10kW以上の太陽光発電設備 (余剰売電・全量売電) 【特例措置あり】	10kW未満の太陽光発電設備 (余剰売電) 【特例措置なし】
個人(住宅用)	家屋の屋根などに経済産業省の認定を受けた太陽光発電設備を設置して発電量の全量又は余剰を売電される場合は、売電するための事業用資産となり、発電に係る設備は 課税の対象 となります。	
個人(事業用)	個人の方であっても事業の用に供している資産については、発電出力量や、全量売電か余剰売電かにかかわらず償却資産として 課税の対象 となります。 (特例措置あり)	
法人	事業の用に供している資産になりますので、発電出力量や、全量売電か余剰売電かにかかわらず償却資産として 課税の対象 となります。 (特例措置あり)	

■ 課税対象となる資産

- ・太陽光発電
- ・架台
- ・送電設備
- ・パワーコンディショナーなど

※ 太陽光パネルが家屋の屋根材となっている場合は、太陽光パネル及び架台を除いて申告してください。

『太陽光発電設備に係る課税標準の特例について』

■ 特例適用期間

平成24年5月29日から平成28年3月31日までに取得した設備が対象となります。

■ 特例措置の内容

新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年分の固定資産税に限り、課税標準となるべき価格を3分の2の額とします。(3分の1減額)

■ 根拠規定

地方税法附則第15条第33項

■ 特例適用するにあたり必要な添付資料

1. 固定資産税(償却資産)特例申告書
2. 経済産業省が発行している「10kw以上の太陽光発電設備に係る設備認定通知書」の写し
3. 電気事業者と締結していることわかる「特定契約書」の写し

■ 太陽光発電設備の耐用年数

耐用年数省令別表第2「31電気事業用設備」の「主として金属製のものの」の17年が適用されます。

問い合わせ先

入間市役所 総務部 資産税課 (市役所2階A棟)
TEL04-2964-1111 内線2131、2132
FAX04-2964-7481(資産税課)